

政策評価に関する基本方針

長崎県

政策評価に関する基本方針

目 次

	頁
第1 趣旨 -----	1
第2 政策評価に関する基本方針	
1 政策評価の実施に関する基本的な考え	
(1) 政策評価の目的 -----	1
(2) 政策評価の体系 -----	1
(3) 実施計画の策定 -----	3
2 政策評価の方法に関する事項	
2-1 政策評価の対象、実施主体、時点及び内容に関する事項	
(1) 施策評価 -----	4
(2) 事務事業評価 -----	5
(3) 公共事業評価 -----	5
(4) 研究事業評価 -----	6
2-2 政策評価の実施方法に関する事項	
(1) 評価に当たっての観点 -----	7
(2) 評価調書等の作成等 -----	9
(3) 政策評価の実施時期 -----	9
3 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項 -----	10
4 政策評価に関する情報の公表に関する事項 -----	11
5 政策評価の結果の議会への報告に関する事項 -----	11
6 政策評価に関する県民の意見の取扱いに関する事項 -----	11
7 政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、知事の諮問に 応じ、調査審議する機関の運営に関する事項	
(1) 開催方針 -----	12
(2) 委員会の事務局 -----	12
8 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項	
(1) 調査、研究等に関する事項 -----	12
(2) 職員の資質の向上に関する事項 -----	12
(3) その他の措置 -----	12
別紙1 県研究機関 -----	13

政策評価に関する基本方針

第1 趣旨

政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、長崎県政策評価条例（平成18年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、政策評価に関する基本方針を定める。

第2 政策評価に関する基本方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え

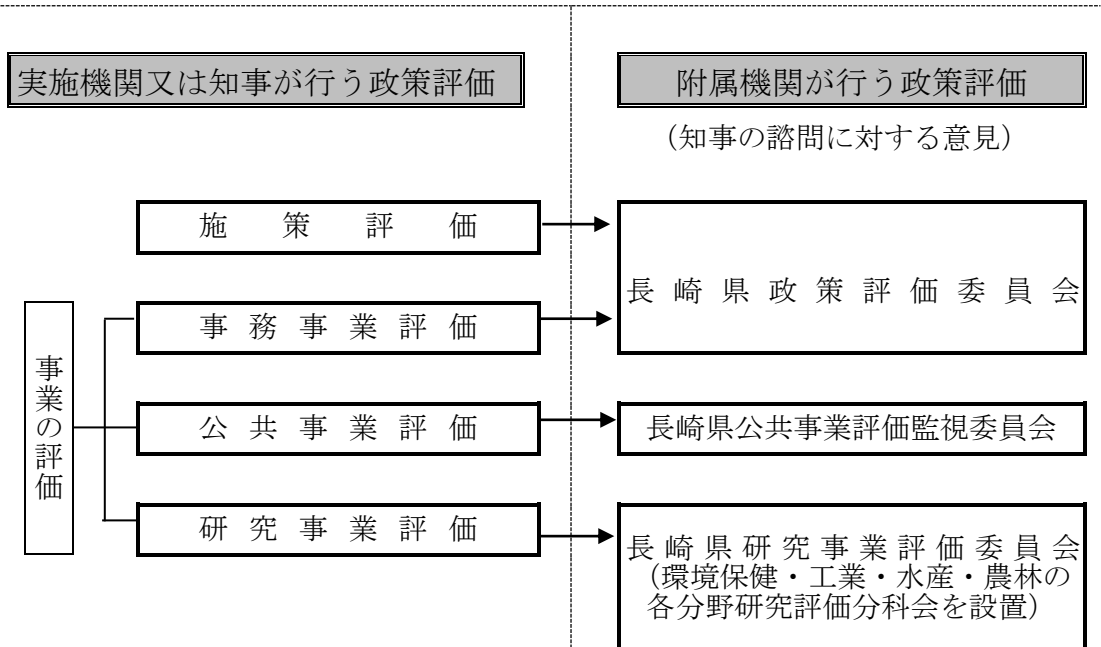
(1) 政策評価の目的

政策評価は、県政の各分野における施策又は事業（以下「施策等」という。）について、必要性、効率性及び有効性等の観点から、実施機関自ら合理的な手法を用いて、客観的な評価を行うことにより、その結果を県の施策等に適切に反映させるとともに、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために行う外部評価の結果（意見）も含めて、予算編成及び企画立案等における重要な情報として提供し、活用を図ることを目的とする。

また、政策評価の結果をはじめ、政策評価に関する情報を県民に積極的に提供し、県政の運営状況を明らかにして、県民に対する行政の説明責任を果たすことを目的とする。

さらに、こうした政策評価を、企画立案（Plan：プラン）－実施（Do：ドゥ）－評価（Check：チェック）－改善（Action：アクション）という政策の形成・遂行過程内に制度として組み込み、着実に実施することにより、施策等の見直しを不断に行い、限られた財源等の行政資源を効果的に配分して、効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図ることを目的とする。

(2) 政策評価の体系



○「知事が行う政策評価」は、施策及び事務事業評価のみ実施

○各委員会への諮問事項は基本方針に定める

1) 施策評価

①実施機関が行う政策評価、知事が行う政策評価

総合計画の施策（以下「施策」という。）については、途中・事後の各時点において、実施機関自らが評価する。さらに、実施機関が行った途中評価の結果のうち、県政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、知事が必要であると認める施策については、知事が評価する二段階評価とする。

②長崎県政策評価委員会（附属機関）が行う政策評価

前号①の実施機関自らが行った途中評価の結果について、学識経験のある者又は県政に関し優れた識見を有する者（以下「有識者」という。）で構成する長崎県政策評価委員会が、知事の諮問に応じて調査審議を行い、評価する。

2) 事務事業評価

①実施機関が行う政策評価、知事が行う政策評価

事務事業については、毎年度、実施機関自らが評価する。さらに、実施機関が行った政策評価の結果のうち、県政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、知事が必要であると認める事務事業については、知事が評価する二段階評価とする。

②長崎県政策評価委員会（附属機関）が行う政策評価

前号①の実施機関自らが行った政策評価の結果について、有識者で構成する長崎県政策評価委員会が、知事の諮問に応じて調査審議を行い、評価する。

3) 公共事業評価

公共事業*1の評価については、国の制度を活用しつつ、本県の政策評価制度の枠組みに整合的に位置づけ、以下のとおり実施するものとする。

①実施機関が行う政策評価

事前・途中・事後の各時点において、以下のとおり評価するものとする。

ア 事前評価については、国の制度として、事前評価が実施されていることを踏まえ、国の評価制度との整合性を図りながら、実施機関自らが評価する。

イ 途中評価については、平成10年度から公共事業再評価制度*2を導入し、定着していることから、同制度を継続することとし、実施機関自らが評価する。

ウ 事後評価については、農林・水産分野の公共事業において、国の制度として、事後評価が行われていることから、それらの分野の評価は、国へ委ねることと

*1 公共事業：国の財政関係法及び予算等という公共事業費（財政法第4条第1項）のうち、国の補助によって施行する道路、河川、港湾、漁港、土地改良等の社会資本整備に関する事業で毎年度、県の予算上「公共事業」と整理されている事業

*2 公共事業再評価制度：事業採択後一定期間経過した事業等を対象として行う途中評価

する。

土木分野（国土交通省所管）の公共事業の事後評価については、実施機関自らが評価する。

②長崎県公共事業評価監視委員会（附属機関）が行う政策評価

前号①イの途中評価の結果に対する有識者による評価については、平成17年度まで公共事業再評価制度において、長崎県公共事業評価監視委員会を設置して実施しており、定着していることから、同制度を継続することとし、同委員会が、知事の諮問に応じて調査審議を行い、評価する。

また、前号①ウの事後評価の結果についても、長崎県公共事業評価監視委員会が知事の諮問に応じて調査審議を行い、評価する。

4) 研究事業評価

研究事業の評価については、県研究機関（別表1）が行う「戦略プロジェクト研究*1」、「経常研究*2」の個別の研究事業について、以下のとおり実施するものとする。

①実施機関が行う政策評価

事前・途中・事後の各時点において、実施機関自らが評価する。

②長崎県研究事業評価委員会（附属機関）が行う政策評価

前号①の各時点の評価の結果について、有識者で構成する長崎県研究事業評価委員会が知事の諮問に応じて調査審議を行い、評価する。

③分野研究評価分科会における調査審議

長崎県研究事業評価委員会に置く4つの分野研究評価分科会は、有識者で構成し、所管する分野の経常研究内容について調査審議を行い評価するものとし、その結果については、長崎県研究事業評価委員会に報告する。

(3) 実施計画の策定

1) 実施機関は、本基本方針を踏まえ、その所掌する施策等の特性に応じて、毎年度、実施計画を策定するものとする（評価の対象事業がない実施機関を除く。）。

2) 実施機関は、施策評価及び事務事業評価について、一つの実施計画にまとめて策定することが出来るものとする。

*1 戦略プロジェクト研究：研究機関単独での解決が困難な県政の重要課題について、県内外の外部リソースを活用した産学官連携や部局間連携により、新たな社会的、経済的価値の創出につなげていく研究

*2 経常研究：産業界や生産現場のニーズ等に基づき、各研究機関が独自に計画立案したもので、戦略プロジェクト研究を除く研究

- 3) 公共事業評価及び研究事業評価の実施計画については、評価の対象が特殊で、専門性が高いことから、所掌する実施機関がそれぞれ個別に策定するものとする。

2 政策評価の方法に関する事項

2-1 政策評価の対象、実施主体、時点及び内容に関する事項

(1) 施策評価

1) 実施機関が行う政策評価

実施機関は、施策を対象として、以下の時点及び内容について評価を行うものとする。

なお、評価の実施主体は実施機関であるが、実際に評価を行うに当たっては、各実施機関の施策目標を所管する課室等の長^{*1}が評価を行うものとする。

①途中評価

時点：施策の実施途中において、概ね3年に一度実施する。

内容：評価対象期間の施策の数値目標の達成状況をはじめ、構成事業の実績や、それらの進捗状況を検証するとともに、施策実施の今後の方向性等について、評価を行うものとする。

②事後評価

時点：施策が終了した段階で実施する。

内容：施策について、計画期間中の数値目標の達成状況をはじめ、取組実績や構成事業の実績等を検証し、その成果や達成状況等の評価を行うとともに、その後実施する新たな施策の企画立案等の参考とする情報を提供する。

2) 知事が行う政策評価

知事は、実施機関が行った途中評価の結果のうち、県政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて、意見を付すことができるものとする。

3) 長崎県政策評価委員会が行う政策評価

知事は、実施機関が行った途中評価の結果について、長崎県政策評価委員会に必要に応じて諮問を行うものとし、同委員会は、当該諮問事項について調査審議を行い、改善すべき点等があると認めた場合には、知事に意見書を提出するものとする。

なお、具体的な諮問事項については、施策の途中評価を概ね3年に一度実施することとしていることから、当該評価の実施年度に、実施計画において定めるものとする。

*1 課室等の長：本庁各課長、本庁各室長、県民センター長、総務事務センター長、交通局管理部長、長崎港湾漁港事務所長（企業会計に限る。）

(2) 事務事業評価

1) 実施機関が行う政策評価

実施機関は、原則として総合計画に掲げる事業群を推進する予算計上事業（公共事業、研究事業及び実施計画で定める事務事業を除く。）を対象として、必要性、効率性及び有効性等の観点から、事業群として一括りにした上で評価を行うものとする。

また、事務事業評価における特定分野の評価として、指定管理者制度を導入している全ての施設（県予算の計上が無い施設も含む。）について、途中評価を行うものとする。

なお、評価の実施主体は実施機関であるが、実際に評価を行うに当たっては、事業群の目標及び指定管理者導入施設を所管する課室等の長がとりまとめるうえ評価を行うものとする。

評価は毎年度実施するものとし、事業群の数値目標の進捗状況並びに事業群を推進する事業の数値目標の達成状況をはじめ、進捗状況及び実績等を検証するとともに、必要性、有効性、効率性及び事業構築の視点^{*1}等の観点を踏まえ、事業実施の今後の方向性等について、見直しや改善等の評価を行うものとする。

2) 知事が行う政策評価

知事は、実施機関が行った政策評価のうち、県政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて、意見を付すことができるものとする。

3) 長崎県政策評価委員会が行う政策評価

知事は、実施機関が行った政策評価の結果について、長崎県政策評価委員会に諮問を行うものとする。

なお、知事からの諮問事項について、同委員会は調査審議を行い、改善すべき点等があると認めた場合には、知事に意見書を提出するものとする。

(3) 公共事業評価

1) 実施機関が行う政策評価

道路、河川、港湾、漁港、土地改良等社会資本整備のための公共事業の箇所を対象として、以下の時点及び内容の評価を行うものとする。

ただし、事後評価の対象については、国土交通省が所管する公共事業とする。

なお、評価の実施主体は実施機関であるが、実際に評価を行うに当たっては、公共事業を所管する課室長が評価を行うものとする。

①事前評価

時点：新規公共事業箇所の企画立案の段階で実施する。

*1 事業構築の視点：全庁的に共有する事業構築に関する具体的な視点及び部（局）の特徴に応じて設定する視点

内容：費用対効果分析により経済効率性を検証するとともに、事業の必要性等の観点から評価を行うものとする。

②途中評価（再評価）

時点：事業採択後、一定期間が経過した時点で未着工の事業や、長期にわたり行っている事業などについて、国の各事業所管省庁の通知（実施計画に記載）に該当する段階で実施する。

内容：事業の必要性等の観点から評価を行い、対応方針（原案）を作成する。

③事後評価

時点：過去に途中評価（再評価）を実施した事業について、事業完了後一定期間が経過した段階で実施する。

内容：費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化、事業の効果の発現状況、改善措置の必要性等から評価を行い、対応方針（原案）を作成する。

2) 長崎県公共事業評価監視委員会が行う政策評価

知事は、実施機関自らが行った途中評価（再評価）及び事後評価の対応方針（原案）〔評価結果〕について、長崎県公共事業評価監視委員会に諮問を行い、同委員会は、諮問事項について調査審議を行い、不適切な点又は改善すべき点等があると認めた場合には、知事に意見書を提出するものとする。

(4) 研究事業評価

1) 実施機関が行う政策評価

県研究機関（別表1）が行う戦略プロジェクト研究及び経常研究について、以下の時点及び内容の評価を行うものとする。

なお、評価の実施主体は実施機関であるが、実際に評価を行うに当たっては、研究事業を所管する県研究機関の長が評価を行うものとする。

①事前評価

時点：新規研究事業の企画立案の段階で実施する。

内容：研究開発の必要性、研究手法の効率性、見込まれる成果などを踏まえ、評価を行うものとする。

②途中評価

時点：研究事業の実施途中（事業開始2年目以降）の段階で実施する。

内容：事業の進捗状況、目標の達成状況等を検証し、社会経済情勢やニーズの変化、必要性、期待される成果の見込み等を踏まえ、評価を行うものとする。

③事後評価

時点：研究事業の終了後に実施する。

内容：事業の達成状況、成果の普及見込み等を検証し、研究方法の妥当性等について評価を行うとともに、その後の関連研究等の企画立案の参考とする情報を提供する。

2) 長崎県研究事業評価委員会が行う政策評価

知事は、実施機関が行った事前・途中・事後の評価の結果について、長崎県研究事業評価委員会に諮問を行うものとする。

同委員会は、当該諮問事項について、4つの分野研究評価分科会に審議を依頼し、その結果の報告を踏まえて、改善すべき点等があると認めた場合には、知事に意見書を提出するものとする。

2-2 政策評価の実施方法に関する事項

(1) 評価に当たっての観点

1) 施策評価

評価の実施年度に、実施計画において定めるものとする。

2) 事務事業評価

事務事業評価を行うに当たっては、下記の必要性、効率性、有効性及び事業構築の視点等の観点から評価するものとする。

①必要性

- ・事業群の目標達成、課題解決のために必要な事業か。既に目的が達成され、必要性が薄れていないか。
- ・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。
- ・国、市町または民間（NPOを含む。）で実施することが適当（可能）ではないか（適切な役割分担がなされているか）。

②効率性

- ・事業の実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか。
- ・必要な活動結果がより少ない費用や業務量で得られる手法に代えられないか。

③有効性

- ・事業群の目標達成、課題解決に十分寄与する手法となっているか。
- ・事業効果をさらに上げる余地はないか。

④事業構築の視点

[共通の視点]

- 一 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- 二 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工

- 夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 三 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
 - 四 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
 - 五 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
 - 六 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
 - 七 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
 - 八 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
 - 九 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的、適切な見直しとなっているか。

上記のほか、事業群を構成する事業を俯瞰し、事業の選択と集中の観点から評価するものとする。

3) 公共事業評価

公共事業評価を行うに当たっては、下記の必要性、効率性及び有効性等の観点から総合的に評価するものとする。

①必要性

- ・事業の必要性があるか。または、薄れていないか。
- ・人口減少など事業を巡る社会経済情勢の変化や地域特性等を踏まえ、中長期的な観点で整理されたものとなっているか。
- ・地元の意向に沿っているか。

②効率性

- ・費用、便益、費用対効果分析、事業効果が適切なものとなっているか。
- ・地元や関係部局等との連携及び調整が適切になされているか。
- ・当該事業及び関連事業の進捗の状況や見込みに問題がないか。
- ・コスト縮減や代替案立案等の余地がないか。

③有効性

- ・事業の優先度・重要度が高いものとなっているか。
- ・事業効果の発現状況が効果的なものとなっているか。

上記のほか、事業種別ごとに事業の特性に応じて必要な観点を適宜加えて評価するものとする。

4) 研究事業評価

研究事業評価を行うに当たっては、下記の必要性、効率性及び有効性等の観点から総合的に評価するものとする。

①必要性

- ・社会的・経済的情勢から見て必要か。
- ・県民又は産業界等のニーズはあるか。
- ・県の行政施策に沿ったものであるか。
- ・県研究機関として取り組むべきか（国、市町、民間等でできないか、また、実施しているところがないか。）。

②効率性

- ・研究目標は明確になっているか。また、適切に設定されているか。
- ・年度毎の研究目標を達成したか。また、今後達成する見込みはあるか。（途中評価時）
- ・研究手法には合理性があり適切か。
- ・研究実施体制（人員、予算、期間等）等は適切か。

③有効性

- ・期待される成果の得られる見通しがあるか。
- ・従来技術、先行技術に比して、新規性、優位性はあるか。
- ・他の研究への応用の可能性はあるか。
- ・その成果の移転の見込みおよびその方法、又は実用化の見通しがあるか。
- ・研究経費に見合うだけの価値を生み出し、県民に利益が還元できるか。（事後評価時）
- ・成果の社会・経済・県民等への波及効果（還元シナリオ）はどうか。

上記のほか、研究事業の特性に応じて必要な観点からを適宜加えて評価するものとする。

(2) 評価調書等の作成等

1) 施策評価及び事務事業評価

①実施機関は、その所掌する施策等について政策評価を行う場合には、実施計画に定める評価調書を作成するとともに、作成した評価調書を知事（施策評価調書は企画振興部政策企画課、事務事業評価調書は総務部財政課）に送付するものとする。

②実施機関が行った施策及び事務事業の評価の結果のうち、県政の統一性等を図るうえから、知事が必要であると認め、行った政策評価の結果（意見）については、実施機関が前号①で作成した評価調書に、当該結果（意見）を記述して、同評価調書を知事（施策評価調書は企画振興部政策企画課、事務事業評価調書は総務部財政課）に送付するものとする。

2) 公共事業評価

実施機関は、所掌する公共事業について政策評価を行う場合には、実施計画で定

める評価調書を作成するものとする。

3) 研究事業評価

実施機関は、所掌する研究事業について政策評価を行う場合には、実施計画で定める評価調書を作成するものとする。

(3) 政策評価の実施時期

各評価については、原則として、次の期日までに行うものとするが、変更せざるを得ない事由が生じた場合には、別に定めることができるものとする。

1) 施策評価

評価の実施年度において、実施計画において定めるものとする。

2) 事務事業評価

毎年度、11月末日までに行うものとする。

3) 公共事業評価

事前評価、途中評価（再評価）及び事後評価は、毎年度、11月末日までに行うものとする。

4) 研究事業評価

次年度当初予算に係る新規事業の事前評価及び継続・終了事業の途中・事後評価については、毎年度、11月末日までに行うものとする。

3 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項

1) 施策評価の結果の反映及び活用について

知事は、実施機関又は知事が行う政策評価の結果を当該施策等に適切に反映させるものとする。また、実施機関又は知事が行う政策評価の結果や長崎県政策評価委員会からの意見について、施策等の企画立案をはじめ、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成、組織改正、事業の見直しなどに活用するものとする。

その他の具体的な事項については、評価の実施年度に実施計画において定めるものとする。

2) 事務事業評価の結果の反映及び活用について

知事は、実施機関又は知事が行う政策評価の結果を当該事業に適切に反映させるものとする。また、実施機関又は知事が行う政策評価の結果や長崎県政策評価委員会からの意見について、施策等の企画立案をはじめ、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成、組織改正、事業の見直しなどに活用するものとする。

なお、実施機関は、長崎県政策評価委員会からの意見に対する県の考え方（対応）について、実施計画に定めるとおり、書面（報告書）を作成し、知事（総務部財政課）に提出するものとする。

3) 公共事業評価の結果の反映及び活用について

実施機関は、自ら行う評価の結果や長崎県公共事業評価監視委員会からの意見について、当該事業に適切に反映させるものとする。

実施機関は、途中及び事後評価の結果並びにそれらの結果に対する長崎県公共事業評価監視委員会からの意見に対する反映状況等について、実施計画で定める書面を作成するものとする。

4) 研究事業評価の結果の反映及び活用について

実施機関は、自ら行う政策評価の結果や長崎県研究事業評価委員会からの意見について、当該事業に適切に反映させるものとする。

実施機関は、事前・途中・事後の政策評価の結果並びに長崎県研究事業評価委員会からの意見に対する反映状況等について、実施計画で定める書面を作成するものとする。

4 政策評価に関する情報の公表に関する事項

条例で公表が義務付けられている評価調書をはじめ、政策評価の結果の関係資料、基本方針、実施計画のほか、評価の結果の反映状況など、実施計画で定める政策評価に関する情報について、次の方法により、適時に公表するものとする。

なお、公表に当たっては、県民センターにおける縦覧や県ホームページへの掲載など県民にとって分かりやすい内容、容易に入手できる方法に努めるものとする。

ただし、政策評価に関する情報のうち、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）に規定する事項及び長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）に規定する個人情報など法令の規定に基づくものや、特許取得など権益にかかるもので、そのまま公表することが不適切な情報と判断されるものについては、省略又は公表しても支障ない情報内容に要約して公表することができるものとする。

なお、政策評価に関する情報の公表については、条例上、知事が行うことを規定しているが、実際の公表に当たっては、各評価を所管する課長（施策においては企画振興部政策企画課、事務事業においては総務部財政課、公共事業においては土木部建設企画課、研究事業においては産業労働部新産業創造課の各課長）に行わせることができるものとする。

5 政策評価の結果の議会への報告に関する事項

政策評価の結果については、原則として、結果を取りまとめた後の直近に開催される議会へ報告するものとする。

なお、知事は、それらの政策評価の結果を議会へ報告することについて、実施機関から、それぞれが属する常任委員会へ報告させるものとする。

また、実施機関が知事である政策評価の結果については、知事は、評価の対象となっている施策及び事業（事務事業、公共事業、研究事業）を所管する直属（危機管理監）・部・局から、それぞれが属する常任委員会へ報告させるものとする。

6 政策評価に関する県民の意見の取扱いに関する事項

知事又は実施機関は、広報・広聴活動の充実、インターネット等情報通信手段の活用などにより、県民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

寄せられた県民の意見については、それらに対する県の考え方等をまとめた書面を作成し、回答するものとし、その具体的な取扱い等については、実施計画で定めるものとする。

7 政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、知事の諮問に応じ、調査審議する機関の運営に関する事項

(1) 開催方針

知事の諮問に応じ、調査審議する機関〔長崎県政策評価委員会、長崎県公共事業評価監視委員会及び長崎県研究事業評価委員会〕の開催方針は、以下のとおりとする。

- 1) 知事の要請により、委員会の委員長は、委員会を招集するものとする。ただし、委員の改選に伴い開催される初回の委員会については、知事が委員会を招集するものとする。
- 2) 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、長崎県研究事業評価委員会は特許取得など権益にかかる内容を含むことから非公開とする。
- 3) 委員会の議事要旨は、原則として公表する。ただし、委員会の議事に関する情報のうち、長崎県情報公開条例に規定する事項及び長崎県個人情報保護条例に規定する個人情報など法令の規定に基づくものや、特許取得など権益にかかるもので、そのまま公表することが不適切な情報と判断されるものについては、省略又は公表しても支障ない情報内容に要約して公表することができるものとする。

(2) 委員会の事務局

- 1) 長崎県政策評価委員会
事務局を総務部財政課に置く。
- 2) 長崎県公共事業評価監視委員会
事務局を土木部建設企画課に置く。
- 3) 長崎県研究事業評価委員会
事務局を産業労働部新産業創造課に置く。

8 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項

(1) 調査、研究等に関する事項

知事は、国、都道府県等における政策評価の実施事例、手法の信頼性及び精度の向上等に関する調査、研究等に努めるものとする。

(2) 職員の資質の向上に関する事項

知事は、政策評価に関する研修機会の確保に努めるものとする。

(3) その他の措置

知事は、県民の視点に立って成果を重視した行政運営をなお一層進めるため、政策評価の実施状況について適宜検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表1 県研究機関

	機 関 名
1	環境保健研究センター
2	工業技術センター
3	窯業技術センター
4	総合水産試験場
5	農林技術開発センター